

委提第3号

「都市再生機構住宅の2014年4月からの継続家賃値上げ中止と公共住宅政策の確立」を求める意見書

会議規則第14条第2項の規定により、「都市再生機構住宅の2014年4月からの継続家賃値上げ中止と公共住宅政策の確立」を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年9月20日 提出

提出者 建設経済常任委員会委員長 滝瀬 光 一

北本市議会議長 福島 忠 夫 様

「都市再生機構住宅の2014年4月からの継続家賃値上げ中止と公共住宅政策の確立」を求める意見書

都市再生機構(以下、「機構」という)は、機構賃貸住宅の継続家賃の2014年4月1日改定の実施を予定しています。

UR賃貸住宅居住者の実態は、高齢化と年金収入で年々低下する中でやっとの思いで家賃を支払い暮らしている現状と、居住者の世帯主の7割が60歳を超え、年金生活者は半数を占めており、半数の世帯は年収250万円以下です。機構賃貸住宅は、「住宅セーフティネット」と位置付けられており、機構法付帯決議では、「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を機構に求めています。

UR賃貸住宅は、日本住宅公団から半世紀を超える歴史があり、居住者の自治会活動も充実し、夏祭りをはじめ様々な行事が行われ、良好なコミュニティが形成されています。また、団地内にとどまらず、周辺地域のまちづくりにも貢献している例もすくなくありません。防災活動にも活発に取り組んでおり、地域の防災拠点の役割も果たしています。高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても、安心・安全な居住の場となっています。

現在の経済状況を勘案して、機構は家賃値上げ作業を直ちに中止し、居住者の安心の確保とともに、高家賃による空き家の増大は社会的に大きな損失であり、空き家の早期解消に努めるとともに、公共住宅政策を確立すべきです。

よって、本市議会は国に対し都市再生機構の来年4月からの家賃改定作業を中止し、居住者の居住の安定が図られるよう下記事項について強く要望するものです。

記

- 1、機構は、機構賃貸住宅居住者のおかれている生活実態に配慮し、2014年4月の家賃値上げを中止すること。
- 2、機構は、高家賃を引き下げ、家賃負担軽減を図るとともに、空き家の解消に努めること。
- 3、低所得高齢者の居住安定と子育て世帯等への施策を含め、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立および家賃改定ルールの抜本的見直しを行うこと。
- 4、機構賃貸住宅の売却・削減、民営化を取り止め、国民の居住安定第一の公共住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

内閣総理大臣・国土交通大臣・都市再生機構理事長